

愛知県診療放射線技師会・被ばく相談委員会規約

令和3年7月

名 称：被ばく相談委員会

愛知県診療放射線技師会 諸規定 組織運営規定

第6条：本会に専門委員会をおくことができる

上記、組織運営規定に沿い、被ばく相談委員会を設置することとする

目 的：放射線被ばくに疑問や不安を抱える方に対して、正しい知識を伝え、
国民の健康増進に寄与するため。

相談方法：回答書による相談方式

定 員：10名以内

- ・委員長、副委員長は、委員の互選とする。（委員長は理事から選出）
- ・委員は公募により所属長の承諾を必要とし、会長からの委嘱とする
- ・任期2年（再任を妨げない）
- ・愛知県診療放射線技師会会員で放射線被ばく相談員認定者であること

委員会の開催：必要に応じて開催する。

（組織運営規定 第6条5項 専門委員会は、会長が招集する）

その他：

- ・統一した見解とするため、愛放技・被ばく相談ガイドラインの策定を行う
- ・ガイドラインに従い、担当者は回答書を作成する
- ・回答書作成者は、苗字までの記載とする（インターネット社会における安全面の考慮）
- ・回答書は、必ず会長、副会長、担当常務理事、委員長の承認を得てから相談者へ返信する
- ・担当者は、相談内容を鑑みて委員長の指名によるものとする
- ・必要に応じ 委員会以外の本会会員の意見を聞くことができる
- ・本会個人情報保護方針に従うこと
- ・委員長は、理事会等で活動内容を報告する

以 上

※令和3年7月10日 第2回理事会にて承認